



発行 東京都

令和七年十二月十五日

一丁目各地内

東京都知事 小池百合子

一 施行者の名称 東村山市

二 都市計画事業の種類及び名称 東村山都市計画道路事業三・四・九号 東村山駅武藏大和駅線

三 事業施行期間 令和七年十二月十五日から令和十八年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 東村山市野口町一丁目及び野口町二丁目各地内

目次

告示

○都市計画事業の認可（二件）
（都市整備局都市基盤部街路計画課）○防災街区整備事業組合の事業計画の変更認可
（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）○土地区画整理組合の解散認可
（都市整備局市街地整備部区画整理課）○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定
（環境局環境改善部化学物質対策課）

同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年十二月十五日

○東京都告示第千百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四

項の規定に基づき東京都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

（平成九年法律第四十九号）第一百五十七条第一項の規定に基づき東中延一丁目11番地区防災街区整備事業組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第百四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月十五日

東京都知事 小池百合子

一 事業組合の名称 東中延一丁目11番地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間 令和四年十月二十五日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区 品川区東中延一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日 港区芝浦三丁目九番一号

五 事業計画の変更の認可の年月日 令和四年十月二十五日

六 事業計画の変更の認可の年月日 令和七年十二月十五日

七 事業計画の変更の認可の年月日 令和七年十二月十五日

八 事業計画の変更の認可の年月日 令和七年十二月十五日

九 事業計画の変更の認可の年月日 令和七年十二月十五日

十 事業計画の変更の認可の年月日 令和七年十二月十五日

十一 事業計画の変更の認可の年月日 令和七年十二月十五日

十二 事業計画の変更の認可の年月日 令和七年十二月十五日

十三 事業計画の変更の認可の年月日 令和七年十二月十五日

十四 事業計画の変更の認可の年月日 令和七年十二月十五日

十五 事業計画の変更の認可の年月日 令和七年十二月十五日

十六 事業計画の変更の認可の年月日 令和七年十二月十五日

十七 事業計画の変更の認可の年月日 令和七年十二月十五日

告示

○東京都告示第千百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一

項の規定に基づき東村山都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

大田区大森南五丁目、東糀谷六丁目、羽田空港一丁目及び羽田旭町各地内

使用の部分

大田区大森南五丁目及び羽田空港

（平成十九年法律第百十九号）第四十

五条第二項の規定に基づき令和七年十二月十五日付けで清瀬市中清戸四丁目土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定により告示する。

令和七年十二月十五日

東京都知事 小池百合子

●東京都告示第千百三十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十二月十五日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区南蒲田三丁目地内)

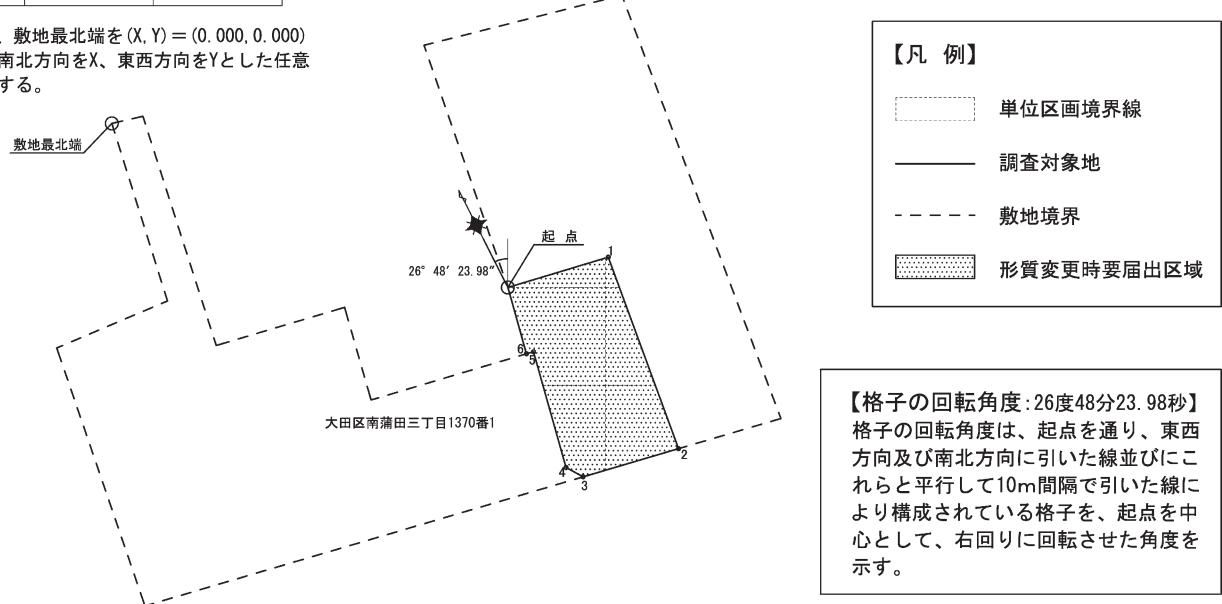
二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

点名	X座標	Y座標
敷地最北端	0.000	0.000
起点	28.630	-33.267
1	39.211	-35.133
2	36.814	-55.876
3	26.871	-54.041
4	25.659	-52.398
5	28.017	-40.326
6	27.379	-40.181

別図

【起 点】

起点は、大田区南蒲田三丁目1370番1の最北端を(X, Y)=(0.000, 0.000)とし、南北方向をX、東西方向をYとした任意座標(X, Y)=(28.630, -33.267)とする。



【凡 例】

-----	単位区画境界線
——	調査対象地
- - -	敷地境界
■■■■	形質変更時要届出区域

【格子の回転角度: 26度48分23.98秒】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百五十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和七年十二月十五日

東京都選挙管理委員会

施設の名称　所　在　地
特別養護老人ホーム　代世田谷区代田一丁目二十一番十
田の家　一号

二	対象事業の名称 日本電子昭島製作所建物更新計画
三	工事着手の予定年月日 令和八年一月一日
四	工事完了の予定年月日 令和十九年一月三十一日
五	届出日 令和七年十一月二二十八日

公　告

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、日本電子昭島製作所建物更新計画について、次のとおり着工の届出がつたので、同条第二項の規定により公告する。

令和七年十二月十五日

東京都知事　小池　百合子

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在
地

日本電子株式会社

発行

電話 東京都

○三(五三三二二)一一一二一(代) 都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む) 三〇円
一箇月 六、六〇〇円印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この紙の
リサイクル適性を示すもの